



島根県報

平成29年12月5日（火）

号外 第 141 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第648号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	斐川一畑大社線	出雲市大社町鷺浦975番4地先から同730番1地先まで	前	メートル 6.26～ 10.67	メートル 101.00	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.72～ 23.58	101.00		
〃	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1177番8地先から同1551番12地先まで	前 A	5.00～ 28.40	251.70	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 28.40		251.70
				B	7.70		165.00

島根県告示第649号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年12月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本大家線	邑智郡川本町大字谷戸2948番7地先から同732番1地先まで	メートル 368.15	平成29年 12月22日	県央県土整備 事務所	